

せられることが増えました」と若林さんが話すように、こうした働きかけの結果、把握できた要援護者は200名程にのびりました。

少しずつ情報把握が進んでいく中で、平成24年度に実施したのが、「要援護者マップ」の作成でした。

この地区では、どのようなマップ作りが最も有効か、その目的や表記方法等を検討した結果、掲載する種別は大きく分けて4種類。①ひとり暮らし高齢者はオレンジ、②高齢者夫婦世帯は黄色、③障がい者は緑、④その他はピンクとし、それぞれシールを貼付。そのシールには、要援護者台帳と共通する通し番号を記載しています。

このマップの作成により、委員交代時のスムーズな引継ぎや、振り込め詐欺防止等の啓発活動にも活用できるほか、何より活動する委員が自らの担当区域の現況を再確認することに役立つようです。

この年、もう一つ実施したのが「あんしんカード」(下記写真右)の作成です。地区考案のこのカードは、室内での掲示用として作成し、利用者の情報を適切に消防署等の救援者へ伝えることを目的としたものです。

また、これとあわせて、あんしんカードの要約版「携帯あんしんカード」(下記写真左)と保管袋もセットにして、75歳以上の方及び障がいをお持ちの希望者に配付しました。

「これが思いのほか好評で、ひとり暮らし高齢世帯以外にも、日中ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦世帯などからも要望がありました」とのこと、230セット以上を配付したそうです。

さらに、次のステップへ

少しずつ、災害時に向けた環境が整備されていく中、平成25年度には「非常災害時安否確認行動マニュアル」と「非常災害時の安否確認行動手順表」の作成に進んでいきます。

主に、台風と地震を想定したもので、先に挙げた要援護者に加え、乳幼児のいる世帯と外国籍の方の世帯をその対象としています。

その内容について、副会長の石山さんは、「市の防災災害対策連絡会でも、マニュアルの作成にあたっては賛否両論ありました。ただ、これまで当地区では、いざ災害が発生した時は委員各々の判断に任せる形になっていました。そこに、ある一定の目安を設けたんです。委員と家族の安全が最優先であることはもちろん、できる範囲でできる時に行うこととし、時間的制約は設けていません」

こうしたマニュアルで十分留意しておきたいことは、自身の地域で予想される被災内容をはじめ、行政や消防等の支援機関・自主防災組織等との連携、そして発災時に民生委員が何をすべきなのか、民児協として話し合いを重ねておくことが必要だということです。



(写真右)「あんしんカード」(B5判)。掲載する情報は、氏名・住所・生年月日・血液型・かかりつけ医・持病・普段飲んでいる薬・アレルギー・緊急連絡先。(写真左)「携帯あんしんカード」。「あんしんカード」の要約版として携帯できるように名刺サイズとなっている。

平成25年6月、国は「災害対策基本法」を改正。これを受けて、松戸市では、住民基本台帳を基に65歳以上の市民に対し、災害時に避難支援を求めめるか否かを確認する「避難行動要支援者名簿登録申請」に関する文書を送付し、台帳整備に着手します。約1年間の整備期間を経て、閲覧許可が下りたのは平成26年9月頃でした。

小金南部地区内で、この「避難行動要支援者台帳」に手を挙げた住民は201名。これまでの活動で地区民児協として把握していた要援護者は223名。このうち、両台帳で一致したのは54名でした。

この違いについては、市の調査対象者が65

平成22年度より、年1回「小金南部地区民児協だより」を発行(A4判・4頁)し、災害時に向けた取り組みはもちろん、民生委員の役割や地区内で実施している活動等を掲載しています。

町会・自治会をはじめ、学校や地区社協などの関係機関と会合がある都度、配付のうえ活動紹介を続けて

顔の見える関係作りへ

こうした一連の活動とあわせて、力を入れたのが広報活動を通じた関係機関との顔の見える関係作りでした。

歳以上なのに対し、地区民児協は75歳以上としていた点が大いようです。

これに加えて、石山さんは「市の名簿には、これまで関わりを持てなかった世帯や、町会・自治会に未加入の世帯なども含まれていきます。今後は、こうした世帯への働きかけをしていきたいと考えています」と話します。

いるそうで、「特に、地区全体図とあわせて、各委員の担当区域と連絡先を掲載したの好評でした」とのことです。

町会・自治会をはじめ、関係団体の構成員が頻繁に変わる中、継続して機会あるごとに民生委員活動を伝えていくことが、活動しやすい環境づくりへの大切な一歩であると考えているようです。

地区民児協としての活動が実を結びつつある一方、前述のような地域環境のため、なかなか住民を巻き込んだ地区全体としての活動にまでは至っていないことが懸案事項です。

この点について、若林さんは「これまで通り、町会や学校、地区社協の事業など、いろいろなところに顔を出して、民生委員としてできることは協力し、住民の方や関係機関とのつながりを強めていく中で、少しずつ進めていきたいと思います。それと、日頃からの見守り活動や住民の方とのふれあいを何より大切にしていきたいと思っています」

災害時に向けた取り組みは一朝一夕に進むものではありません。地区の状況や関係機関との連携も含め、皆さんの地区にあった歩調で少しずつ進めていくことが必要です。

災害時要援護者・助け合いグループ・避難行動要支援者等登録者名簿

小金南部地区民児協
平成 年 月

区域	氏名	住所	〒	生年月日	性別	災害時要援護者種別	登録種別			備考
							災害時要援護者種別	一人暮らし	備考	

(写真)「災害時要援護者・助け合いグループ・避難行動要支援者等登録者名簿」。
各調査(市及び地区民児協)で把握する要援護者を統合した台帳。

非常災害時の安否確認行動手順表

小金南部民児協

手順	主な行動内容	留意事項
ステップ1 ＜自助行動＞	①自身の安全確保と家族の安否確認最優先 ②自身が被災する恐れがある場合は、災害が一段落するまで自宅待機する。 ③万が一、自身が被災(家屋・身体)した場合は、会長又は民協メンバーに支援を要請する。	●余震等を考慮し、すぐの外出は控える。 ●必要により、安否確認作業の応援依頼をする。
ステップ2 ＜情報収集のための行動＞	①行政等からの的確な情報を把握(防災無線・テレビ・ラジオ等) ②地域周辺の交通、家屋損傷等の状況把握	●地震の場合の余震、台風の場合の吹き返しなど、的確な情報を収集して、2次災害防止に万全を期す。
ステップ3 ＜安否確認行動の実施＞	①「災害時要援護者名簿・マップ」に従い、巡回を開始する。 安否が容易に確認できない世帯については、最後に再訪問するなど、短時間で全域初期調査を優先する。 ②町会役員、高齢者支援連絡会協力員等近隣者にも協力を要請する。 ③可能な限り単独行動は避ける。 ④避難準備等の警報が発せられた場合は、併せて対象者に迅速に周知する。 避難準備⇒避難勧告⇒避難指示	●安全帽などの防災グッズを必ず着用する。 「安否確認時の対応事項例」 ・怪我等の身体的被害確認 ・親族への伝言方法(117) ・相談事の傾聴 ・ガス漏れなどの安全確認と安全装置の解除方法等 ●多くの人に協力を求め、極力分担して迅速化を図る。 ●地震の場合は、余震にも充分注意して行動する。
ステップ4 ＜被災状況の確認と対応＞	①明らかに居住が困難と思われる被災家屋については、町会長に連絡する。 ②人命救助に際しては、単独行動は避け、通行人・近隣住民に協力をお願いする。 ③途中異常を確認した場合、関係機関への連絡に併せ、可能な限り会長(または副会長)に報告する。	●絶対に無理はしない。 ●行政・町会の「災害対策本部」の設置状況を確認する。 ●多くの人に協力を求め、2次災害防止を図る。 ●必要により、関係機関等への応援要請を行う。
ステップ5 ＜事後の報告・連絡＞	①安否確認終了後、出来るだけ速やかに会長(または副会長)に結果を報告する。 ②被災状況については、関係機関に連絡するとともに、会長に事後報告する。	●無事であること等、最小限の報告が良い。(短時間) ●被災状況については、災害が1段落した時期に一括報告する。

(写真)「非常災害時の安否確認行動手順表」。平成25年6月に、地区内委員向けの一つの目安として作成。

このコーナーでは、定例会などの場で、皆さんで話し合いをしていただくための検討事項を掲載しています。

本号では、「災害時に向けた取り組みを考える」をテーマに、「平時の取り組み」と「発災後の支援」に関する設問を掲載しています。

あらためて、民生委員活動のあり方について、皆さんで話し合ってみてください。



60分のできる 実践活動検討

～災害時に向けた取り組みを考える～

STEP 1 平時の取り組みについて考えてみよう

その1

避難行動要支援者等の把握

これまでの民児協活動における災害時要援護者は、高齢者や障がい者、乳幼児のいる世帯、外国籍の方等、相当に幅広くとらえていました。しかし、あまりにその範囲が広すぎると、対象者の人数が膨大になり、実効性のある避難支援体制が組めません。

災害対策基本法では、「避難行動要支援者」という言葉を用い、市町村には、発災時に自力避難が困難な人の名簿作成が義務付けられました。しかし、自力避難は可能でも、避難生活においてとくに配慮を必要とする住民も多く存在しています。また、市町村による「避難行動要支援者」の把握は手上げ方式のため、本来支援が必要だと思われる方が手を上げずに名簿から漏れていることも考えられます。

そのため、対象者の把握や必要な支援内容、支援の優先度等を総合的に考える必要があります。

「把握する」活動を話し合おう

- (1) 現在、どのように「災害時要援護者」を把握していますか？ また、把握している情報の更新や、自ら手を上げない方を把握していくにあたって、どのような取り組みが必要となってくるでしょうか？
- (2) 市町村が収集・管理する「避難行動要支援者」名簿と、これまで自身が整備してきた「災害時要援護者（台帳）」とはどのような違いがありますか？ また、今後それらの情報をどのように整理し、活用していくことができるのか話し合ってみましょう。
あわせて、担当区域内の危険箇所や避難経路等の把握も含め、災害福祉マップの作成や更新、活用方法等についても話し合ってみましょう。

その2

地域関係者への 理解促進

災害時要援護者の支援は、平時からの備えや体制整備が進められ、市町村行政の防災部局や消防関係者、町会・自治会等の地域関係者（以下、「地域関係者」という）と密接な連携があつてこそそのことです。

しかし、地域関係者の多くは、民生委員の実情（年齢や男女比、活動内容や役割等）を十分に理解・把握していないため、災害時要援護者支援に関して、その多くを民生委員に求める傾向があります。

地域関係者とのつながりを深めるためには、これまで以上に民生委員の実情を伝えていく必要があります。

「伝える」ことを話し合おう①

- (1) 平時や発災時に、民生委員として対応できること、できないことについて話し合ってみましょう。

- (2) 地域関係者との連携を深め、理解を得るため、日頃からどのような取り組みをしていますか？

- (3) 今後、地域関係者に少なくとも伝えたほうがよい点について、話し合ってみましょう。

その3

要援護者や住民への 理解促進

地域関係者はもちろん、日頃見守りを行っている要援護者や住民にも適切な情報を周知していく必要があります。伝え方によっては、「災害時には民生委員が助けてくれる」と思われている住民もいるという

話があります。住民にも、できるだけ簡潔に、わかりやすく、民生委員の実情やできること・できないことを伝えていく必要があります。

「伝える」ことを話し合おう②

- (1) 要援護者や住民に伝える内容や、伝える機会・方法について話し合ってみましょう。